

平成29年田原本町議会第2回定例会

平成29年6月8日

(第3日)

田 原 本 町 議 会

平成29年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成29年6月8日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 牟田和正君	2番 阪東吉三郎君
3番 森井基容君	4番 安田喜代一君
5番 森良子君	6番 古立憲昭君
7番 西川六男君	8番 竹邑利文君
9番 辻一夫君	10番 吉田容工君
11番 植田昌孝君	12番 松本美也子君
13番 小走善秀君	14番 吉川博一君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 局長補佐 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 森章浩君	町長公室長 植田知孝君
総務部長 持田尚顕君	住民福祉部長 中屋敷晃弘君
産業建設部長 森博康君	上下水道部長 山田英二君
総務課長 森里義則君	監査委員 井上喜一君

教 育 長	植 島 幹 雄 君	教 育 部 長	竹 島 基 量 君
会 計 管 理 者	三 浦 明 君	選 挙 管 理 委 員 会	北 田 喜 史 君
農 業 委 員 会		事 務 局 長	
事 務 局 長	中 井 良 司 君		

平成 2 9 年田原本町議会第 2 回定例会議事日程

6 月 8 日（木曜日）

○開 議（午前 1 0 時）

○委員長報告（報第 7 号より議第 3 8 号までの 1 9 議案について）

- ・ 質 疑
- ・ 討 論
- ・ 採 決

○閉会中の継続審査について

○議長閉会挨拶

○町長閉会挨拶

○閉 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

（追加日程）

○委員長報告（地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会の調査報告書の提出について）

午前10時00分 開議

○議長（西川六男君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時01分 再開

○議長（西川六男君） それでは、再開をいたします。

委員長報告（報第7号より議第38号までの19議案について）

○議長（西川六男君） 日程に入ります。

去る1日の本会議において一括上程されました報第7号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告より議第38号、天理市との定住自立圏形成協定の一部変更についての19議案につきましては、各所管の委員会においておのおの付託されておりますので、この際一括議題といたします。

それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。総務文教委員会委員長、11番、植田議員。

（11番 植田昌孝君 登壇）

○11番（植田昌孝君） 議長のご指名によりまして、総務文教委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成29年田原本町議会第2回定例会におきまして総務文教委員会に付託されました議案につき、去る6月6日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報第7号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は500万円の増額で、予算総額は135億4,436万7,000円となります。補正内容につきましては、歳出、第2款総務費500万円の増額は、平成29年3月16日に500万円のふるさと応援寄附があ

ったもので、ふるさと応援基金積立金について、同額を増額補正したものであり、寄附日等の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月21日付で専決処分されたものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、報第8号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成29年度税制改正による地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正について、施行日の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分されたもので、主な改正内容は、上場株式等に係る住民税の課税方式の実質見直し、固定資産税における事業所内保育事業等に係る特例措置の拡充、長期優良住宅の認定を受けて耐震改修または省エネ改修を行った家屋に対する減額特例の拡充、軽自動車税における一定の環境性能を有する車両に対する初年度課税分の軽減措置、いわゆるグリーン化特例の適用期限を2年延長するものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、報第9号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成29年度税制改正による地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正について、施行日の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分されたもので、主な改正内容は、軽減課税の特例項目の削除と新設で、管理協定に係る協定倉庫についての特例期間が終了したための削除と、固定資産税の改正と同様に、都市計画税の軽減課税の特例項目の追加で、事業所内保育事業等に係る特例措置を拡充するものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、報第12号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、非常勤消防団員に係る損害の基準を定める政令の改正により、施行日の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分されたもので、非常勤消防団員の損害補償算定のもとになる一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当支給額が段階的に変更されることに伴い、非常勤消防団員等に係る扶養親族加算額を改正するものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第26号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は955万円の増額で、予算総額は128億3,455万円となります。このうち、当委員会所管の補正予算分についてご報告申し上げます。

補正内容につきましては、歳出、第2款総務費35万円の増額は、行政改革推進委員会の開催に伴う経費であります。なお、財源につきましては繰越金であり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第28号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例につきましては、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い行財政運営を確立するため、田原本町行政改革推進委員会を附属機関に位置づけるための改正で、あわせて、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に当該委員報酬8,500円を規定するものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第29号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の育児休業等に係る人事院規則の改正に伴い、育児休業法に規定される条例に定める特別の事情に「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える改正をするものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第30号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年度税制改正による地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、控除対象配偶者の定義の変更に伴う改正、都市緑地法の規定により市民緑地を設置・管理する場合における当該固定資産に係る固定資産税の減額特例を追加する等の改正をするものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第31号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年度税制改正による地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、都市緑地法の規定により市民緑地を設置・管理する場合における当該固定資産に係る都市計画税の減額特例を追加する等の改正をするものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第36号、南幼稚園園舎耐震補強工事請負契約締結につきましては、文

部科学省が示す安全基準である構造耐震指標 I s 値 0.7 を確保する耐震補強工事を行うもので、指名競争入札の結果、契約金額 6,372 万円で、田原本町大字今里 182 番地の 1、株式会社山本工業、代表取締役山本行男と請負契約を締結するものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第 37 号、指定管理者の指定につきましては、田原本町駅前自転車駐車場及び笠縫駅前自転車駐車場の指定管理者に、橿原市八木町 1 丁目 8 番 15 号、阪神管理サービス株式会社、代表取締役清水克益を指定し、指定の期間を平成 29 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日までとするものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第 38 号、天理市との定住自立圏形成協定の一部変更につきましては、やまと広域環境衛生事務組合によるごみ処理運営が平成 29 年度から開始されたことに伴い、天理市との協定のうち、環境分野の一般廃棄物広域処理事業を削除するもので、天理市との定住自立圏の形成に関する協定の一部変更につきましては、田原本町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条に基づき、議会の議決を求められるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

また、その他の案件として、中学校給食の実施に向けて、現在、基本設計業務を行っているとのこと、また国庫補助金の申請をしたとの報告を受けたものであります。

以上、当委員会に付託されました議案等につきましてご報告を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 厚生建設委員会委員長、13 番、小走議員。

（13 番 小走善秀君 登壇）

○13 番（小走善秀君） 議長のご指名によりまして、厚生建設委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成 29 年田原本町議会第 2 回定例会におきまして厚生建設委員会に付託されました議案につき、去る 6 月 6 日午後 1 時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

報第 10 号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報

告につきましては、3月31日付公布の地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得について、5割軽減基準では26万5,000円を27万円に、2割軽減については48万円を49万円にそれぞれ引き上げる改正であり、施行日が4月1日のため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分されたもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、報第11号、田原本町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、同条例が引用する国の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正等により行われたものであり、施行日の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分されたもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第27号、道の駅レスティ唐古・鍵の設置及び管理に関する条例につきましては、道路利用者の利便性の向上に供するとともに、地域情報の発信、地場特産品等の販売等を通じ、観光、産業及び文化の振興を図り、もって地域の活性化及び魅力ある地域づくりに資することを目的として道の駅を設置し、管理するための条例を制定されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第32号、田原本町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、主任介護支援専門員研修の終了後5年ごとに主任介護支援専門員更新研修の受講を義務づける規定に改正されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第33号、交流促進施設（道の駅）建設工事請負契約締結につきましては、田原本町大字唐古地内において、鉄筋3階建て、延べ床面積1,159.18㎡の道の駅施設の建設工事等をされるもので、事後審査型条件付き一般競争入札の結果、契約金額5億4,709万2,000円で、桜井市大字外山186番地の1、渋谷・山本特定建設工事共同企業体、株式会社渋谷、代表取締役渋谷守浩と、議第34号、公共下水道整備等工事（特）第29-1号の請負契約締結につきましては、阿部田ほか2地内の町道味間八田線などにおいて、下水道工事191.6mと道路改良工事223.0mを施工されるもので、事後審査型条件付き一般競争入札の結

果、契約金額5,863万3,200円で、田原本町大字八田398番地の2、安井建設株式会社、代表取締役安井正成と、議第35号、公共下水道整備等工事（特）第29-2号の請負契約締結につきましては、富本地内の町道富本2号線などにおいて下水道工事282.2mと上水道工事390.2mを施工されるもので、事後審査型条件付き一般競争入札の結果、契約金額4,863万3,480円で、田原本町大字大安寺102番地の1、吉村建設株式会社、代表取締役吉村輝高と、それぞれ請負契約を締結されるものであり、いずれも当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 唐古鍵遺跡整備検討特別委員会委員長、3番、森井議員。

（3番 森井基容君 登壇）

○3番（森井基容君） 議長のご指名によりまして、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成29年田原本町議会第2回定例会におきまして、去る6月7日午前10時より委員会を開催し、全委員出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、経過報告につきましては、現在、平成28年度から2カ年計画で遺構展示施設を建設中であり、9月末での完成を予定している。

今後については、遺構展示施設内部の展示部分のほか、大環濠・復元環濠を含む公園入り口インフォメーションゾーン、大型建物柱の復元を行う復元整備ゾーン及びあずまや等3棟の建設や植栽、園路舗装等、年度末のオープンに向けて、順次着工を予定している。

また、公園に隣接する多目的広場の整備については、整備地の土地所有者と売買契約を締結したところで、道の駅、史跡公園のオープンと同じく、平成30年3月での完成を目指し、整備に係る議案を次期定例会に提出を予定しているとの報告を受けたものであります。

次に、史跡公園の開園後における管理運営について、法令・維持管理・運営を3つの柱に検討し、唐古・鍵遺跡史跡公園管理運営計画を策定したいとの報告を受け

たものであります。

以上、当委員会での経過報告につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 清掃工場建設検討特別委員会委員長、13番、小走議員。

（13番 小走善秀君 登壇）

○13番（小走善秀君） 議長のご指名によりまして、清掃工場建設検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成29年田原本町議会第2回定例会におきまして、清掃工場建設検討特別委員会を去る6月7日午後1時より開催し、全委員出席のもと、理事者をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第26号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は955万円の増額で、予算総額は128億3,455万円となります。

このうち、当委員会所管の補正予算についてご報告申し上げます。

補正内容につきましては、歳出、第4款衛生費につきましては920万円の増額で、やまとクリーンパークへ不燃・粗大ごみを搬入するための協議に時間を要することから、処理業者に委託するためのごみ処理委託料であり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、新ごみ処理施設等並びに本町清掃センターの進捗状況と経過についての報告を受けたところであります。

まず、本年4月に、やまと広域環境衛生事務組合議会全体協議会及びやまと広域環境衛生事務組合議会臨時会が開催され、やまと広域環境衛生事務組合ごみ処理施設条例、やまと広域環境衛生事務組合行政財産使用料条例等が審議され、原案可決されたとのこと。

また、やまと広域環境衛生事務組合が施工しておりますやまとクリーンパークについては、建設工事がほぼ完了し、現在、樹木等植栽工事の一部を残すのみで、6月19日には竣工予定であるとのこと。

次に、本町清掃センターについては、去る4月3日から操業を開始し、4月には

延べ538件の持ち込みがあったとのことで、清掃センターの操業及びやまとクリンパークへの運搬に取り組んでいるとの報告を受けたところでございます。

以上、当委員会におきまして付託されました議案並びに経過報告等につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして、各委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これで討論を打ち切ります。

それでは、これより採決に入ります。

報第7号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、報第8号、田原本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第9号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委

員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第10号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第11号、田原本町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、報第12号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第26号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第27号、道の駅レスティ唐古・鍵の設置及び管理に関する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(西川六男君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議第28号、田原本町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(西川六男君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第29号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(西川六男君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第30号、田原本町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(西川六男君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第31号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(西川六男君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして、議第32号、田原本町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第33号、交流促進施設（道の駅）建設工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第34号、公共下水道整備等工事（特）第29-1号の請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第35号、公共下水道整備等工事（特）第29-2号の請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議第36号、南幼稚園園舎耐震補強工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第37号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

引き続きまして、議第38号、天理市との定住自立圏形成協定の一部変更についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（西川六男君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

委員長報告（地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会の調査報告書の提出について）

○議長（西川六男君） お諮りいたします。地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会より調査報告書が提出されました。よって、これを日程に追加し、委員長より報告を受けることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ご異議なしと認めます。

それでは、委員長より報告を求めます。地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会委員長、9番、辻議員。

（9番 辻 一夫君 登壇）

○9番（辻 一夫君） 議長のご指名によりまして、委員会を代表いたしまして、地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会の調査報告書の提

出とともに委員長報告を行います。

さて、当委員会は、町議会より昨年12月に調査を付託され、約6カ月の間に8回の委員会、12回の協議会を開催し、委員の派遣による現地調査も実施し、また委員会では延べ13名の証人から証言を求め、7件の記録の提出を受けるなど、精力的に調査に取り組み、調査の結果について、皆さん方のお手元にお配りしております報告書のとおりまとめましたので、報告いたします。

調査の中では、担当部課長など管理職が事業について把握、精通しているとは言いがたいこと、実績報告に関してチェックが不十分であったこと、また町幹部をはじめ保育所に関係する職員と法人理事・職員との不適切な関係等が証人の証言により明らかとなりました。

しかしながら、当委員会での調査につきましては、事件そのものの究明に当たっては、捜査当局の捜査及び公判と重なり、委員会としての調査に限界があったことは否めません。

また、地方自治法第100条に規定された調査事項は、町の事務に限定されており、調査の権限はその目的を達成するために必要な範囲に限られ、捜査権限も持たないため、住民の皆さんから調査により解明を期待された事項と委員会での調査可能な事項には乖離があり、今回の調査結果については、住民の皆様にご満足していただける内容、結果をまとめることができたかにつきましては、議会での調査の限界を痛切に感じた次第でございます。

まとめました報告書の内容につきましては、町には、再発防止策の具現化、職員の意識向上、住民の信頼回復に向け取り組まれるよう強く求め、また議会といたしましても、調査を通じて明らかになった事案を活用し、議会のチェック機関としての責任が果たせるよう努めてまいりたいと思います。

以上を踏まえまして、本委員会といたしましては、次の改善を町に求めるものがあります。

委託事業、補助事業については、内容を精査するとともに、不正が行われにくい仕組み、いわゆる不正の抑制と、不正が行われても発見できる仕組み（チェック機能）の確立に努めること。

法人に対しても不正の抑止効果のある取り組みを行い、法人の所轄庁と日ごろか

ら連携を密にし、法人の適切な運営、問題が起こった際は迅速な対応が行えるよう努めること。

住民の信頼回復、子育て世代の不安解消、子育てしやすいまちの実現に取り組むこと。

職員は、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上、綱紀粛正に徹底して取り組むこと。

要職の人選については、より慎重に行うこと。

以上を要請いたします。

また、5月29日の委員会では、本調査報告書の提出をもって調査を終了することを全員一致で決定いたしました。

最後に、調査に積極的に取り組んでいただいた委員各位に対し、お礼を申し上げます。

また、証人、説明員として出席いただいた方、ご協力いただいた方々に厚くお礼を申し上げ、以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） それでは、ただいまの委員長の報告に対して質疑を許します。質疑ありませんか。吉田議員。

○10番（吉田容工君） 確認のための質疑なんですけれども、調査を終了するという表現は、委員会を解散するという意味ですか、調査終了するけれども委員会は続けるのか、それとも調査終了と同時に委員会を解散するのかというのを明言いただきたいなと思います。

○議長（西川六男君） 9番、辻議員。

○9番（辻一夫君） ちょっと舌足らずで申しわけございませんでした。

調査を終了するという事は、同時に解散も意味しております。

以上です。

○議長（西川六男君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（西川六男君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。意見を受けることにいたしたいと思います。ご意見ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(西川六男君) ないようですので、これで討論を打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

委員会報告書のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川六男君) ご異議なしと認めます。よって、委員会報告書は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。これをもちまして地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会を解散し、本件に関する調査を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川六男君) ご異議なしと認めます。よって、本委員会は解散し、調査を終了することに決しました。

ただいまの報告を受けまして、執行部に提言書を提出いたしたいと思います。

提言書をお渡しする前に、議会として申し入れをいたします。

平成28年11月に町が社会福祉法人愛和会(宮古保育園)に委託した地域子育て支援拠点事業の平成28年度の委託料精算の際、提出されました領収書の一部について偽造があり、不正に委託料の返還を免れる行為があったとされ、愛和会の関係者が逮捕されました事件を受けまして、町議会としては、地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会を設置いたしました。その調査の中で、担当部課長など管理職が、事業についての把握、精通しているとは言いがたいこと、実績報告に対してチェックが不十分であったこと、また町幹部をはじめ保育所に関連する職員と法人理事・職員との不適切な関係が明らかとなりました。

執行部におかれましては、失われた町政への信頼回復に向け、再発防止、事務の改善について取り組まれるよう強く求めます。

(議長から町長に提言書を提出)

閉会中の継続審査について

○議長(西川六男君) お諮りいたします。それぞれの委員長より、審査中の事件に

ついて、閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありました。これに付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川六男君) ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審議に付することにいたします。

以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る1日に開会し、本日までの8日間の長きにわたり、終始熱心に慎重に審議を賜り、全ての重要議案を議了でき得ましたことを心から感謝申し上げます。

理事者におかれましては、本会議及び委員会での意見等を十分尊重されまして、町政全般にわたり、より一層の向上に取り組まれることをお願い申し上げます。

また、地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化についての調査終了に当たり、ご尽力、ご協力をいただいた皆様方に厚く御礼を申し上げます。理事者におかれましては、本件により失われた町政への信頼回復、事務の改善等につきましては、職員一丸となって全力で取り組まれるよう求めます。

さて、梅雨の季節を迎え、しばらくの間は蒸し暑い日が続くだろうと思われまます。皆様におかれましては、健康にくれぐれもご留意いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨 拶

○議長(西川六男君) それでは、閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けることにいたします。町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長(森 章浩君) 議長のお許しをいただきまして、平成29年田原本町議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、本年度初の議会でしたが、議員各位におかれましては、

公私何かとご多用の中、去る6月1日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして慎重にご審議を賜り、しかも各議案全て原案どおりご議決、ご同意をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審議を通じて賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を呈しまして、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

今後とも、本町発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） それでは、これにて閉会をいたします。ありがとうございました。

午前10時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 西 川 六 男

田原本町議会議員 松 本 美也子

田原本町議会議員 小 走 善 秀

田原本町議会議員 吉 川 博 一